

産業廃棄物処分業許可証

住所 千葉県柏市藤ヶ谷163番地1

氏名 トーテツ 株式会社
代表取締役 本田 育功



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

柏市長 秋山 浩保



許可の年月日 平成30年12月2日

許可の有効年月日 平成35年12月1日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

圧縮及び圧縮・切断による中間処理

(2) 産業廃棄物の種類

ア 圧縮に係るもの

- (ア) 廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、(イ) 金属くず（自動車等破砕物を除く。）、(ウ) ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）
（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

イ 圧縮・切断に係るもの

- (ア) 廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、(イ) 金属くず（自動車等破砕物を除く。）、(ウ) ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）
（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

※ 「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を処分できない。

※ 「水銀使用製品産業廃棄物を含む」、「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については、それぞれ水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を処分できない。

2 事業の用に供するすべての施設

許可証別紙のとおり。

3 許可の条件

産業廃棄物の処理及び保管は、2に記載する処理能力を超えて行わないこと。

4 許可の更新又は変更の状況

平成10年12月2日	新規許可（千葉県）
平成20年12月2日	更新許可
平成25年12月17日	更新許可
平成30年12月2日	更新許可

5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

存・無

以下余白

許可証別紙

事業の用に供する全ての施設

施設の種類（設置年月日，許可年月日及び許可番号）	処理能力	数量	設置場所
圧縮施設 （平成10年4月7日設置）	38 t/日	1	千葉県柏市藤ヶ谷字大作163番1，163番2，163番3
圧縮施設 （平成10年4月7日設置）	80 t/日	1	
圧縮・切断施設 （平成10年4月7日設置）	254 t/日	1	
受入産業廃棄物保管場	241 m ² 367 m ³	1	
圧縮処理後物（有価物）保管場	120 m ² 224 m ³	1	
圧縮・切断処理後物（有価物）保管場	222 m ² 414 m ³	1	

COPY

以下余白

